

「商標の一般的違法に関する判断基準」の理解と適用（四）

第十七条 「商標法」第十四条第五項の規定に違反した場合、違法行為の情状、危害による影響、主観的過失等の要素を総合的に考慮し、「商標法」第五十三条及び「中華人民共和国行政処罰法」第三十三条の規定に基づいて処理しなければならない。

本条は、商業活動に「馳名商標」という文字を使用した場合の処理方法を規定している。

馳名商標は、知的財産権分野における重要な法律概念であり、それは「工業所有権の保護に関するパリ条約」「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」などの国際条約に由来する。馳名商標の認定と保護は国際通用性のあるやり方であり、中国の「商標法」の重要な内容でもあり、悪意のある商標登録出願の規制、商標違法行為の取締り、公平な競争秩序と商標権利者の合法的権益の維持に重要な役割を果たしている。

中国が2001年に2回目の商標法改正を行った際、参加する国際条約の義務を履行するために、「商標法」に馳名商標制度を導入した。「工業所有権の保護に関するパリ条約」が馳名商標に対して特別な保護制度を確立したのは、馳名商標は関連公衆によく知られており、一般の商標よりも広い範囲で混同されやすく、商品又は役務の出所を識別するという商標の機能を保障するためには、より広い範囲で馳名商標と同一又は類似の商標の登録、使用を禁止する必要があったからである。馳名商標の認定は、「商標が名を馳せている」という事実に対する法的確認であり、主に関連商標の登録、使用が混同・誤解をもたらす可能性があるかどうかを判断するために用いられるべきものであって、当該商標又はそれを使用した商品又はサービスに特定の身分を付与するために用いられるべきものではない。したがって、商標の登録出願、使用にトラブルが発生した場合にのみ、一方の商標が馳名商標であるかどうかを認定する必要がある。これは国際通用性のあるやり方である。しかし、馳名商標法律制度を中国に導入する過程においては、一部の企業が馳名商標を一種の荣誉称号と誤解し、広告効果を馳名商標の申請認定の直接的で主要な目的としたために、商標権の保護はかえって一種の補助機能となってしまった。このようなやり方は明らかに馳名商標法律制度の初志と立法の本意から乖離したものである。また、馳名商標を荣誉称号として一面的に宣伝することで、消費者をミスリードし、公平な競争の市場秩序を乱した。馳名商標制度を明確にし、立法の本意に回帰

させるために、2013年に3回目の「商標法」改正を行った際には、「生産・経営者は『馳名商標』という文字を商品、商品包装若しくは容器に使用したり、広告宣伝、展示及びその他の商業活動に使用したりしてはならない」という馳名商標の使用制限条項を追加した。

この新規条項の法律適用を確実にいき、企業が不必要な損失を受けないようにするために、旧国家工商行政管理総局は、「改正後の〈中華人民共和国商標法〉の執行関連問題に関する工商総局の通知」（工商標字(2014)81号）の中で、「『馳名商標』という文字を商品、商品包装若しくは容器に使用したり、広告宣伝、展示及びその他の商業活動に使用したりする行為には、改正商標法を適用して処分する。ただし、『馳名商標』という文字を商品、商品包装若しくは容器に使用し、2014年5月1日までに流通分野に入ったものは除く」と規定した。企業が「馳名商標」という文字を正当に使用する行為が誤って打撃を与えられることを避けるため、旧国家工商行政管理総局商標局は、「企業が自社サイトで馳名商標という文字を使用するなどの問題に関する返答」（商標監字(2016)601号）において、「企業の商標が馳名商標の認定を獲得し、保護を拡大したことは、企業が商標の創造、運用、管理、保護を全面的に強化した成果である。この認定・保護の記録は、客観的な事実である。企業はウェブサイト上又はその他の経営活動において、自身の商標が馳名商標の拡大保護を獲得した記録に係る事実関係を説明し、『馳名商標』という文字を強調して使用していない場合には、「商標法」第十四条第五項に記載する違法行為には該当しない」と明らかにした。2019年11月、国家知識産権局は、「商標違法事件調査処分強化における馳名商標保護強化に関する通知」（国知発保函字(2019)229号）を発行し、「各級知的財産権管理部門は日常業務中に、企業が馳名商標認定と保護制度を正確に認識するように誘導しなければならない。企業は経営活動において、商標が馳名商標保護を獲得した記録に係る事実関係について説明することができる。」とさらに強調した。

「馳名商標」という文字を使用した商業宣伝を禁止することは、馳名商標制度の認識上のずれと実施中の異化を是正するために強制的確性を持ち、一定期間内に正常な商標秩序を構築するために必要な措置である。同時に、馳名商標をよりよく保護し、市場の活力を呼び起こすために、商標法執行を担当する部門は、法執行において「馳名商標」という文字の正当使用と違法使用の境界線を正確に区別しなければならず、馳名商標の濫用を防止するとともに、企業の正当な使用行為に誤って打撃を与えることを避けな

ればならない。また、商標法第十四条第五項の規定に違反する行為については、「商標法」第五十三条の規定及び「行政処罰法」第三十三条の規定に基づいて、その違法行為の情状、危害結果、主観的過失に応じた処分を行わなければならない。もし生産経営者が商業活動において「馳名商標」という文字を使用していたが、適時に是正することができ、危害の結果をもたらしていない場合は、行政処罰を行わない。各地においては、行政処罰の裁量を改善し、過罰相当を保障する面での有益な実践が行われた。例えば、深セン市市場监督管理局が発表した「深セン市市場監督管理の軽微な違法行為の処罰免除及び処罰軽減リスト」（深市監(2019)799号)、上海市市場监督管理局が上海市司法局と共同で発表した「市場監督領域の軽微な違法経営行為の処罰免除リスト(二)」（滬市監規範(2021)6号)は、ともに馳名商標宣伝に関連する違法行為について対して過罰相当の規定を行っている。

事例 4

旧北京市工商行政管理局朝陽分局は馬蘭ラーメンファストフードチェーン有限責任公司による店内宣伝材料への馳名商標使用事件を調査処分した事例

2014年4月23日、旧北京市工商行政管理局朝陽分局は、「商標法」の3回目の改正と施行に際して、馬蘭ラーメンファストフードチェーン有限責任公司に対して宣伝を行い、京工商朝商標行提字(2014)第004号「行政提示書」を送付し、「商標法」第十四条第五項、第五十三条の規定を明確に提示し、同法の実施時期を告知した。2014年6月6日、旧北京市工商行政管理局朝陽分局は、消費者からクレームの通報を受け、検査を行ったところ、2014年5月1日から6月10日まで、馬蘭ラーメンファストフードチェーン有限責任公司は、北京華嚴里支店内に、「馬蘭ラーメン」の登録商標図形及び「中国馳名商標」という文字を含む易拉宝(イベントなどで使用する布状の立て看板(バナー)のこと)を設置していたことが分かった。この易拉宝は、主に馬蘭ラーメンファストフードチェーン有限責任公司が会員カードを販売する商業活動の宣伝に使われていた。事件に関与した支店は、馬蘭ラーメンファストフードチェーン有限責任公司の直営店で、事件に関与した支店の易拉宝と宣伝内容は当該公司が一括で制作し、各チェーン店に配置されていたものである。旧北京市工商行政管理局朝陽分局は、2015年3月6日に当該公司に対して京工商朝処字(2015)第2808号「行政処罰決定書」を発行し、「商標法」第十四条第五項、第五十三条の規定により、違法行為の是正を命じ、10万円の罰金を

科した。

馬蘭ラーメンファストフードチェーン有限責任公司は、行政処罰を不服とし、当該易拉宝に表示された「馳名商標」という文字は、2014年5月1日までに作成し、展示していたものであるため、2014年5月1日までに有効に施行されていた法律法規に違反していないなどの理由により、行政訴訟を提起した。北京市朝陽区人民法院は、2015年11月17日に(2015)朝行(知)初字第221号行政判決書を発出し、馬蘭ラーメンファストフードチェーン有限責任公司の訴訟請求を却下した。

出所：国家知識産権局ウェブサイト

https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/11/10/art_66_180262.html

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。